

新設分割に係る事前開示書面

(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める書面)

2023年6月16日

堀田丸正株式会社

2023年6月16日

新設分割に係る事前開示事項

東京都中央区日本橋室町4丁目1番11号
堀田丸正株式会社
代表取締役 平岩 誠

当社は、2023年6月9日付で作成した新設分割計画に基づき、2023年6月30日を効力発生日として、当社のギフト事業に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社ソフラン(以下「新設会社」といいます。)に承継させる新設分割(以下「本件新設分割」といいます。)を行うことといたしました。

本件新設分割に関する会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事前開示書類は、次のとおりです。

記

1. 新設分割計画書(会社法第803条第1項第2号)

「新設分割計画書」は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第763条第1項第6号から9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第205条第1号イ)

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本件新設分割に際して株式300株を発行し、そのすべてを当社に対して交付いたします。新設会社が発行する株式数については、当社が新設会社の発行するすべての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項(会社法第763条第1項第6号)

本件新設分割後の新設会社の資本金及び準備金の額については、本件新設分割により新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額、新設会社の財務基盤及び今後の事業活動等を考慮し、機動的かつ柔軟な資本政策を実現する観点から、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第763条第1項第12号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(会社法施行規則第205条第2号)

該当事項はありません。

4. 会社法第763条第1項第10号及び第11号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第205条第3号)

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項(会社法施行規則第205条第4項及び第5号)

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 205 条第6号イ)

当社は、2023年6月9日付で、株式会社エヌエスアイとの間で、株式会社エヌエスアイが、当社の保有する本承継会社の発行済み株式の全てを2023年6月30日付で取得することにつき株式譲渡契約を締結しました。

7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新会社の債務(当会社が新設分割により新会社に承継させるものに限る。)の履行見込みに関する事項(会社法施行規則第 205 条第7号)

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、新設分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

従いまして、新設分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

(2) 新設分割設立会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割により、新設会社が承継する予定の資産の帳簿価額は、30百万円(概算)であり、負債の承継はありません。

また、本新設分割後の本承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、本承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

従いまして、本新設分割後における本承継会社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

8. 新設合併契約等備置開始日の後、本件新設分割の効力発生日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときにおける当該変更後の内容(会社法施行規則第 205 条第8号)

現時点で該当事項はありません。

以上

新設分割計画書

堀田丸正株式会社（以下「当社」という。）は、当社が営む後記記載の盛岡営業所のギフト事業の権利承継事業に関する権利義務を、新たに設立する株式会社に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行うにあたり、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設分割設立会社）

本件分割における新設分割設立会社（以下「新設会社」という。）の商号及び本店所在地は次のとおりとする。

（商号） 株式会社ソフラン

（本店所在地） 岩手県盛岡市流通センター北 1-4-20-1

- 2 前項に定める他、新設会社の目的、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙①「定款」記載のとおりとする。

第2条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、令和5年6月30日とする。但し、本件分割手続の進行に応じ、必要のあるときは、これを変更することができる。

第3条（新設会社の設立時取締役及び設立時代表取締役の住所氏名）

新設会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。

新潟市中央区忠蔵町 46 番地 8

取締役 中山 大

新潟市中央区鳥屋野一丁目 36 番 14 号

取締役 坂口 雅庸

新潟市中央区網川原一丁目 15 番 18 号パークプラザ新光 901 号

取締役 朝妻 義孝

新潟市中央区忠蔵町 46 番地 8

代表取締役 中山 大

第4条（承継する権利義務）

新設会社が本件分割により当社から承継する資産、債務、その他の権利義務は別紙②「権利承継義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務等の移転につき関係官庁その他

の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該権利義務を本件分割に際して移転承継する。

2 新設会社が本件分割以後の不当利得として返還すべき、当社の前払や立替となる次の各費用については、新設会社は当社が請求した月の月末日までに別途精算するものとし、後に別途精算が必要となる事項があったときは都度協議のうえ、精算するものとする。

- イ 前払租税公課および前払地代家賃
- ロ 年払い費用の按分
- ハ 当社が立て替えた7月利用分以降のリース料等の費用
- ニ 当社が立て替えた本件成立日以降の水道光熱費等の費用
- ホ 新設会社の申し出により当社が了承し立て替えた費用

第5条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の種類及び数）

新設会社が本件分割に際して発行する株式の種類及び数は、普通株式 300 株とし、その全てを当社に対して割当交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の設立時の資本金及び準備金の額に関する事項は、以下のとおりとする。但し、効力発生日前日における当社の資産及び負債等の状況等により、これを変更することができる。

- | | |
|------------|---------------|
| （1）資本金の額 | 金 3,000,000 円 |
| （2）資本準備金の額 | 0 円 |
| （3）利益準備金の額 | 0 円 |

第7条（本契約の変更または中止）

本計画作成後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産状態または経営状態に重大な変動を生じた場合、本件分割の実行に重大な支障が生じた場合、その他必要がある場合には、当社は本計画を変更し、または本件分割を中止することができる。

第8条（本計画の効力）

本計画は、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第9条（その他の事項）

本計画に定めのない事項その他本件分割に際し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定することができる。

以 上

令和5年6月9日

東京都中央区日本橋室町4丁目1番11号
堀田丸正株式会社
代表取締役 平岩 誠

株式会社ソフラン
定 款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ソフランと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 寝具製品、室内装飾品、家具ならびに電気製品の加工および販売
- 2 日用品雑貨、食料品ならびに飲料水の販売
- 3 イベント、展示会、講演会等、各種催事の企画、制作、運営、実施並びに請負業務
- 4 アーティスト、タレント、スポーツ選手、スタッフ等のマネジメント及びプロモート、育成業務
- 5 各種メンテナンスに関する業務
- 6 各種配送に関する業務
- 7 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岩手県盛岡市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡によって取得するには、当社の承認を要する。

② 前項の承認は、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押

印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法務省令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(募集株式の割当て)

第13条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、株主総会の特別決議によってする。

- ② 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- ③ 当会社が募集株式の発行等に際して株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える旨及び募集株式の引受申込期日の決定は、取締役の決定をもって行う。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長及び決議の方法)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

② 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

③ 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法務省令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1名以上5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第21条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(社長及び代表取締役)

第23条 当社に取締役を複数置く場合には、取締役の互選により代表取締役を1名若しくは複数名定め、代表取締役のうち1名をもって社長とする。

② 当社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を代表取締役社長とする。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和6年5月31日までとする。

承継権利義務明細表

新設会社が、当社から盛岡営業所のギフト事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務は以下のとおりとする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、令和5年4月30日の当社の貸借対照表を基礎とし、これに本件成立日までの増減を加減した上で確定する。

1. 資産及び負債

(1) 資産

- I. 分割対象事業に係る、当社盛岡営業所内の当社所有の動産全部

(2) 負債 なし

(3) 承継する契約上の地位

① 本件事業に係る許認可等

本件成立日において、当社が保有している本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

② 本件事業に係る賃貸借契約、リース契約、その他当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

また、賃貸借契約、リース契約等において一時的に当社での支払いが発生する場合、当社と新設会社で代金清算をするものとする。

なお、各契約については当社から新設会社へ遅滞なく名義変更を行うものとし。名義変更等が不可能な契約があるときは当社と新設会社で協議の上取り扱いを決定する。

2. 労働上の権利義務

本新設分割の本件成立日において、本件事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務の一切（一部従業員が、退職時に過去に当社で算定された退職金額が支払われる雇用契約関係を含め）は新設会社に承継され、引き続き本件事業に従事させるものとする。

新設会社と従業員との雇用契約関係では、当社における労働者の勤続年数は新設会社で勤務された年数と見なして新設会社で通算される。

以 上